

学校いじめ防止基本方針

石川県立輪島高等学校定時制

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう指導しなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校だけでなく県をはじめとした行政機関、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するために行う。

2 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、影口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

3 いじめ防止の指導体制と組織的対応

(1) いじめの未然防止と、いじめの早期発見のために「いじめ問題対策チーム」を設置する。

(別紙1)

I 構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、クラス担任、心理や福祉等の専門的知識を有する者、その他とする。

II 委員会の取組内容は、

- ①学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成
- ②研修会の企画立案
- ③アンケートの実施と結果報告
- ④未然防止の取組
- ⑤早期発見の取組
- ⑥各クラスの状況報告等とする。

(2) いじめを認知した場合は、その解決に向けて「いじめ問題対策チーム個別案件対応班」を設置し、迅速に対応する。(別紙2)

I 校長は速やかに「いじめ問題対策チーム個別案件対応班」会議を開催する。

II 構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、クラス担任、心理や福祉等の専門的知識を有する者、その他とする。

III 対応班の取組内容は、

①事実関係の正確な調査・把握と石川県教育委員会への報告

②被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定

③保護者と連携をとりながらいじめの解決指導

④いじめ対応アドバイザーや警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導

⑤事態収束まで継続指導・経過観察等とする。

4 いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも起りうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 一人一人の個性を伸ばし、自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実を図る。

(2) 特別活動、道徳教育を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくりを図る。

(3) 生徒会を中心とした活動等を通して、いじめを絶対に許さないという意識を生徒一人一人がしっかりと持ち、学校全体や学級でいじめの撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

(4) 保護者懇談会・3者面談時など教育相談を充実させる。

(5) 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。

(6) 保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」等を周知し一層の連携を図る。

5 いじめの早期発見

いじめを早期に発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート等によって情報を収集することが重要である。

(1) 生徒のサインからいじめを早期発見する。

I 生徒のサインは次のようなものがある。(別紙チェックリスト参照)

遅刻欠席が多い。体調不良を訴える。表情が沈んでいる。口をききたがらない。無視される。からかわれる。急によく保健室・トイレに行く。衣服が汚れている。体に傷やあざがある。自転車がパンクする。ぽつんと一人でいる。使い走りをさせられる。発言で爆笑が起きる。プロレスの技を仕掛けられる。持ち物が隠される。落書きされる。あだ名で呼ばれる。必要以上のお金を持っている。など

(2) 教育相談を充実させていじめを早期発見する。

定期的な面談以外に、日頃から生徒が自ら相談できる学校の雰囲気をつくる。

(3) アンケートの実施からいじめを早期発見する。

年2回定期的にアンケートを実施する。

(4) 家庭や生徒情報、地域情報からいじめを早期発見する。

家庭においていじめのサインを見つけたり、クラスの友人からの訴えによって早期発見ができるようにしておく。

6 いじめに対する措置

- (1) いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「いじめ問題対策チーム個別案件対応班」会議を開催する。
- (2) いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるように支援する。
- (3) いじめを行った生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるように指導する。また、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。
- (5) いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察と連携して対応する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォン等により、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努めるとともに学校では、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進めている。

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作る。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応は、その性質上、保護者や関係機関と連携し、迅速・適切に行う。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童生徒及び加害児童生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相等の期間(年間約30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合、学校または県教育委員会が主体となってアンケートや聞き取り調査を行い事実関係を掌握する。そして、その内容については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を説明するとともに、学校を所轄する石川県知事に報告をする。

9 その他

いじめ問題対策チームは、いじめ防止基本方針の策定や見直しを常に行い、学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかをチェックするとともに、実際に発生したいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行うことにより、必要に応じて計画の見直しを行うなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルに基づいて点検・検証を行う。

いじめ防止等のための年間計画						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校組織	<ul style="list-style-type: none"> 方針確認 実施計画策定 いじめ問題対策チームの編成と役割確認 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセラー研修 同和関連研修 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導連絡協議会 校内研修① 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの分析と対応策の立案・実行 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育研修 いじめフォーラム参加 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策チーム対応力向上研修 前期の取組の検証
生徒の活動	<ul style="list-style-type: none"> 新入生オリエンテーション 全校集会 	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止教室 里山里海保全活動① 仲間づくり(LHR) 	<ul style="list-style-type: none"> 定通総体 修学旅行 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 里山里海保全活動② いじめアンケート① 保護者懇談会 非行防止教室 		<ul style="list-style-type: none"> 防犯教室 里山里海保全活動③
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校組織	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修② 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの分析と対応策の立案・実行 	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修③ 	<ul style="list-style-type: none"> 校内情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> 年間総括と次年度計画の検討
生徒の活動	<ul style="list-style-type: none"> 生活体験発表(青春のこだま) 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい人間関係について(LHR) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート② 定通冬季体育大会 人権教育講話 	<ul style="list-style-type: none"> 思いやりとは(LHR) 	<ul style="list-style-type: none"> 友情について(LHR) 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 優しさについて(LHR)

学校長

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場（情報の共有化）
- ・保護者・地域との連携

いじめ問題対策チーム

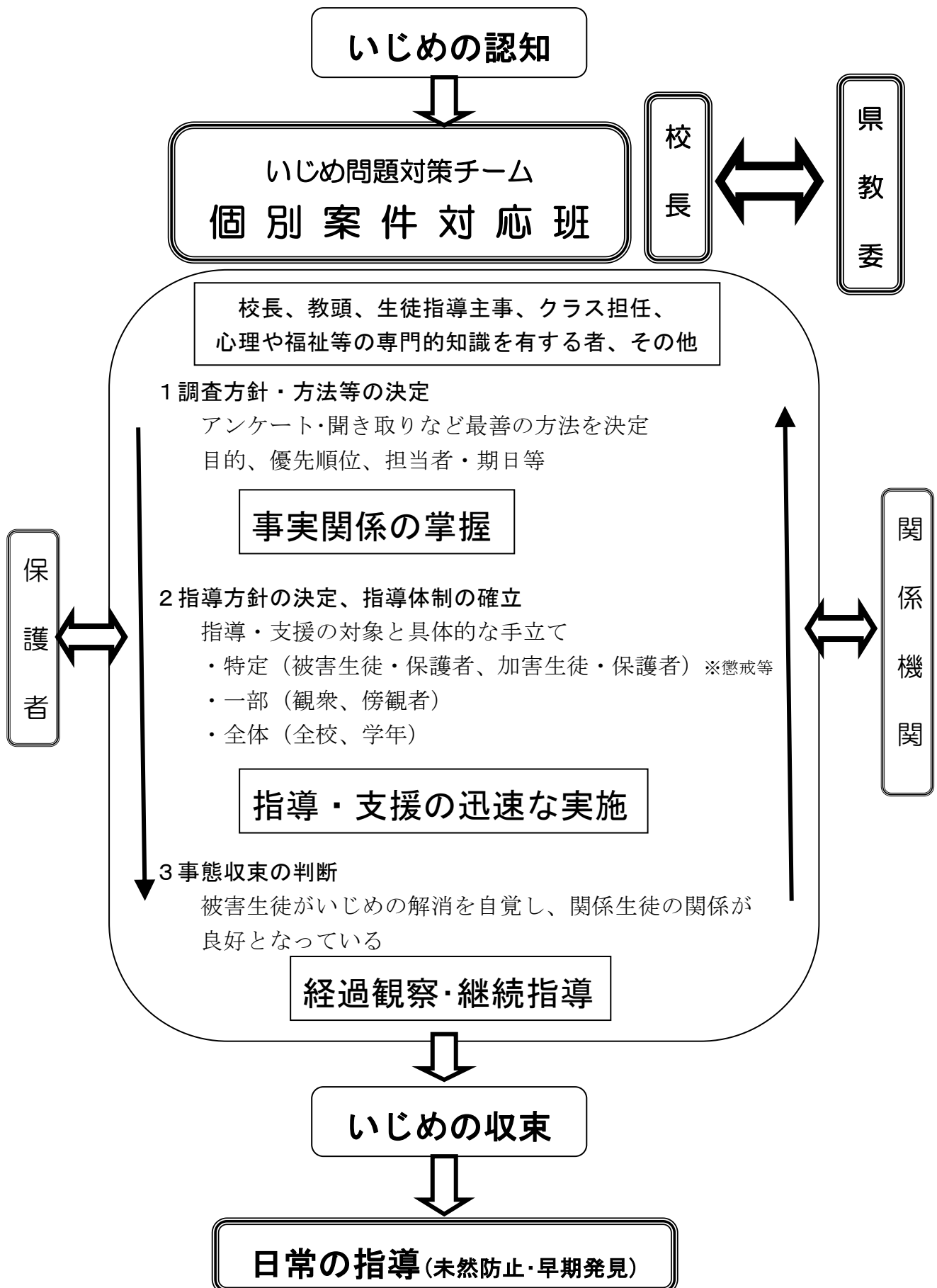
- 校長、教頭、生徒指導主事、クラス担任、心理や福祉等の専門的知識を有する者、その他
- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
 - ・年間指導計画の作成
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
 - ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
 - ・要配慮生徒への支援方針

未然防止

- 教科指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- 道徳教育の充実
 - ・社会規範意識の醸成
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
- 教育相談の充実
 - ・個人面談等の実施
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- 情報モラル教育の充実
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開等の実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談・訴え（生徒・保護者・地域等）
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の実施
- 相談体制の確立
 - ・相談しやすい雰囲気づくり
- 情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ



いじめを見逃さないためのチェックリスト

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。

多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

登校時・朝のSH

- 教員と視線を合わせず、うつむいている
- 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない
- 体調不良を訴える
- 提出物を忘れてたり、期限に遅れる
- 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる

授業中

- 保健室・トイレに行くようになる
- 教材等の忘れ物が目立つ
- 机周りが散乱している
- 決められた座席と異なる席に着いている
- 教科書・ノートに汚れがある
- 突然個人名が出される

休み時間等

- 食事にいたずらをされる
- 用のない場所にいることが多い
- ふざけ合っているが表情がさえない
- 衣服が汚れていたりしている

放課後等

- 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている
- 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる
- 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている
- ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
- 教員が近づくと、不自然に分散したりする
- 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- 嫌なあだ名が聞こえる
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る
- 筆記用具等の貸し借りが多い
- 壁等にいたずら、落書きがある
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている

4 家庭でのサイン

- 学校や友人のことを話さなくなる
- 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる
- 特に体調不良ではないのに、学校に行きたくないと言ったりする
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- 不審な電話やメールがあったりする
- 遊ぶ友達が急に変わる
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
- 登校時刻になると体調不良を訴える
- 食欲不振・不眠を訴える
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
- 自転車がよくパンクする
- 家庭の品物、金銭がなくなる
- 大きな額の金銭を欲しがる